

自動運転における損害賠償責任に関する研究会 規約

平成 28 年 11 月 2 日

(名称)

第 1 条 本研究会は、自動運転における損害賠償責任に関する研究会（以下「研究会」という。）という。

(目的)

第 2 条 本研究会は、自動運転における自動車損害賠償保障法の損害賠償責任のあり方について検討することを目的とする。

(委員)

第 3 条 本研究会の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第 4 条 本研究会に座長を 1 名置く。

2 座長は、事務局の推薦により委員の承認によってこれを定める。

3 座長は、本研究会の議長となり、議事の進行にあたる。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 本研究会の事務局は、国土交通省自動車局保障制度参事官室が行う。

(関係者からの意見聴取)

第 6 条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第 7 条 本研究会については冒頭部分のみを公開とし、随行者等の関係者以外の傍聴は不可とする。

2 本研究会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 本研究会の議事要旨は、事務局が委員の確認を得た後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、研究会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

自動運転における損害賠償責任に関する研究会

委員一覧

落合 誠一	東京大学名誉教授
窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
古笛 恵子	弁護士
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤村 和夫	日本大学法学部教授

(五十音順、敬称略)